

専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会 中間とりまとめについて

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課



中間とりまとめについて

建設キャリアアップシステムについては、システムの構築に向け官民で検討を進めており、平成31年1月以降システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より本運用を開始する予定です。運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標としています。そのような中で、平成30年9月20日にシステムと連動した専門工事企業の評価についての中間とりまとめが行われました。

以下に、中間とりまとめの概要についてご紹介します。



1 建設技能者を取り巻く現状と課題

(1) 建設技能者を取り巻く現状と課題

① 建設業における担い手確保の現状

我が国全体の人口減少と相まって、建設技能者をはじめとする建設業就業者も平成9年をピークに減少しており、近年は横ばいにあるものの高齢化が進行している状況にある。具体的には、我が国における建設業就業者のうち、55歳以上が占める割合は約34%（全産業では約30%）、29歳以下が占める割合は約11%（全産業では約16%）となっており、建設業はいち早く高齢化に直面し、

また、若い就業者が相対的に少ない構造にある。

② 建設キャリアアップシステムの構築

現在、官民一体となって構築が進められている建設キャリアアップシステムは、建設技能者の保有する資格などの情報を登録した上で、固有のIDが付されたICカード（キャリアアップカード）を建設技能者が取得し、そのカードを現場に設置されたカードリーダーで読み取ることで、誰が、いつ、どこの現場で、どのような立場で作業に従事したかといった記録が、業界統一のルールに基づいて蓄積されるものである。

このシステムは、さまざまな現場で働く建設技能者について、一人ひとりの資格や就労の履歴を客観的に蓄積できるものであり、建設技能者全体の処遇改善に向けた取り組みを進めるために、このシステムの機能を活用すべきである。建設現場で経験を積み、新たな資格を取得することが処遇の改善につながっていく環境を作ることは、建設業における将来のキャリアパスを若年層に対して提示していくことにもつながると考えられる。

この点について、平成29年7月にとりまとめられた「建設産業政策2017+10」において、建設キャリアアップシステムを活用した建設技能者の能力評価基準の策定と、技能・経験に応じた処遇の実現が提言されている。

さらに、平成30年3月に策定された「建設業働き方改革加速化プログラム」においても、「能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験

を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する。」ことが盛り込まれている。

(2) 専門工事企業の施工能力の見える化制度の構築のねらい

建設キャリアアップシステムの構築により、これまで客観的に把握することが困難であった建設技能者一人ひとりの保有資格や就業履歴がシステムに登録・蓄積されることから、これらの情報を業界横断的かつ業界統一のルールで把握するとともに、客観的かつ継続的に蓄積することのできる環境が整うこととなる。

このため、建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価制度と連動し、個々の企業が、どのレベルの職人を何人雇用しているのか等の企業の施工能力に関係する情報等を「見える化」することで、人材育成等に取り組み、施工能力等が高い専門工事企業が、単なる価格競争のみではなく、元請企業や発注者等から適切に評価されるような仕組みの構築を進めることが極めて重要である。

建設技能者を雇用し、その育成を行っているのは、主に専門工事企業である。人を大切に、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成されるための仕組みを構築することが、専門工事企業の施工能力の見える化制度（以下、「見える化制度」という）の目指すものであり、それが、将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の確保にもつながるのである。



2 専門工事企業の施工能力の見える化制度

(1) 専門工事企業の施工能力の見える化制度の構築にあたって

① 見える化制度の活用の方向性

見える化制度の構築にあたっては、以下のとおり、発注者、元請企業、専門工事企業それぞれの

立場、状況で、この制度をどのように活用し得るのか、その際、どのような情報が必要と考えられるのかを整理する必要がある。

1) 発注者

発注者が直接契約を結ぶ相手は元請企業であることを前提として、その下請として入る専門工事企業について知りたい情報は何か。

2) 元請企業

元請企業が専門工事企業を選定する際に、どのような情報が必要か。

3) 専門工事企業

- ・専門工事企業として、自社の施工能力等を客観的にアピールするために活用できないか。
- ・新しい営業先の開拓、顧客等との価格交渉における根拠とならないか。
- ・不良不適格業者との差別化のために活用できないか。

見える化制度の活用について、公共発注者、民間発注者、ゼネコンに対して、ヒアリングを行ったところ、以下の意見があった。

1) 公共発注者

公共事業入札における見える化した情報の活用については今後の検討事項だが、業界団体所属企業に限定するのではなく、一定程度オープンな制度とする必要があるのではないか。

2) 民間発注者

専門工事企業の選定については、基本的に元請に任せているが、会社によって、職種ごとに専門工事企業の推奨業者リストを作成している企業もある。

3) ゼネコン

協力会社以外の企業にあたる時、実績、財務状況、動員力*等の確認に活用できるのではないか。

※一次下請が組む施工体制における建設技能者（二次下請以下の建設技能者を含む。）を配置する能力をいう。

以上を踏まえて、見える化制度の活用の方向性としては、公共発注者においては経営事項審査等の評価制度があり、また、元請企業においては協力会社組織がある中で、見える化制度においても、公共発注者、民間発注者、元請企業が広く活

用できる制度として、そのニーズを踏まえつつ、既存の制度には見られなかった新たな取引先の開拓や施主やエンドユーザー等へのアピールに活用する。また、ネガティブチェック、健全リストとして活用すると整理される。

(2) 見える化制度の項目

① 考え方

- 1) 見える化する項目については、必要最小限にすべきという意見が大勢であり、業界共通の必須の情報を「共通項目」と整理し、それ以外を業種ごとの「選択項目」と整理する。
- 2) 公共事業入札における見える化した情報の活用については、今後検討する。また、業界団体の加入企業に限定にするのではなく、一定程度オープンな制度とすることも検討する。
- 3) 最初から完全な制度設計を目指すのではなく、まずは実施可能な範囲で、見える化制度を構築することが重要である。

② 共通項目

- 1) 共通項目は、「基礎情報」、「施工能力」、「コンプライアンス」に3分類(表-1)する。
- 2) 「基礎情報」は以下の項目とする。

- ・「建設業許可の有無」
- ・「建設業の営業年数」

営業年数の期間は、各専門工事企業のHPに掲載があり、信用情報になるので、見える化する情報として必要である。

- ・「財務状況等」

適切な施工を行うためには財務状況を確認する必要があることは、一定の共通理解となっていることから、財務状況の指標については、施主、エンドユーザー、元請企業および設計事務所等を含めたさまざまな利用者に対して、当該専門工事企業の財務の健全性を示す一つの指標であるため、一般的に入手や理解が容易な指標とすべきであり、かつ、当該専門工事企業の大まかな健全性を示す指標とすべきである。

一方、決算書の真正性、評価の公平性の観

表-1 共通項目

項目区分	項目	内容
基礎情報	建設業許可の有無	・建設業許可業者は、経営力、業種ごとの技術力、誠実性、財産的基礎の要件を満たしており、基礎情報として不可欠である。
	建設業の営業年数	・営業年数の期間は、各専門工事企業のHPに掲載があり、信用情報になるので、見える化する情報として必要である。
	財務状況等	・財務状況の指標については、施主、エンドユーザー、元請企業及び設計事務所等を含めた様々な利用者に対して、当該専門工事企業の財務の健全性を示す一つの指標であるため、一般的に入手や理解が容易な指標とすべきであり、かつ、当該専門工事企業の大まかな健全性を示す指標とすべきである。 ・一方、決算書の真正性、評価の公平性の観点からは、指標による項目立てが困難なことが想定されることから、例えば、建設キャリアアップシステムの事業者情報にある資本金、売上高(完成工事高)を掲載することが考えられる。 ・方向性としては、建設キャリアアップシステムにおける既存データの資本金、売上高の項目見える化することを基本とし、選択項目として指標を立てる検討を行うこととする。
	取引先	・施主、エンドユーザー、元請企業および設計事務所等を含めたさまざまな利用者に対して、アピールする内容であり、また、施工能力を示す項目となり得るものであるため、見える化する情報として必要である。なお、「取引銀行」は、必ずしも財務の健全性を示すものとなる項目ではないので、選択項目として、検討を行う。
	社員数	・専門工事企業の実態を確認する上でも必要な情報となるものであり、必要な項目である。また、社員数のデータを基に選択項目として、社会保険加入率を指標とすることも考えられる。
	団体加入	・専門工事業団体は、見える化制度の運営、スキームにおいて主体的な役割を果たすことを検討しており、見える化する情報として必要な項目である。
施工能力	建設技能者の人数	・自社で雇用している建設技能者について、キャリアアップカードの保有人数、レベルごとの人数、建設技能者に占めるレベルごとの割合に見える化する情報とする。 ・自社で雇用している建設技能者数等の見える化とあわせて、協力会社の建設技能者数等の動員力の指標を選択項目として検討する。 ・方向性としては、選択項目として動員力の見える化を行い、動員力の数値化は建設キャリアアップシステムのデータと連動して行うことができないか検討する。 ・動員力の見える化には多様な考え方があり、見える化制度がエンドユーザーへアピールするものであること、また、簡便性の観点からは、協力会社を含めた動員数ではなく、過去の企業における動員数(過去〇年分の建設技能者数(うちカード保有者数)等)、施工実績、取引企業等を総合すれば、当該企業の動員力が見える化されると言えないか。
	施工実績	・施主、エンドユーザー、元請企業および設計事務所等を含めたさまざまな利用者に対して、アピールする内容であり、また、施工能力を示す項目となり得るものであるため、見える化する情報として必要である。
コンプライアンス	法令遵守	・法令遵守、社会保険加入状況の項目はネガティブチェック、健全リストとしての活用が考えられるため、見える化する情報として必要である。
	社会保険加入状況	

点からは、指標による項目立てが困難なことが想定されることから、方向性としては、建設キャリアアップシステムにおける既存データの資本金、売上高の項目を見える化することを基本とし、選択項目として指標を立てる検討を行うこととする。

- ・「取引先」
- ・「社員数」
- ・「団体加入」

専門工事業団体は、見える化制度の運営、スキームにおいて主体的な役割を果たすことを検討しており、見える化する情報として必要な項目である。

3) 「施工能力」は以下の項目とする。

- ・「建設技能者の人数」

自社で雇用している建設技能者について、キャリアアップカードの保有人数、レベルごとの人数、建設技能者に占めるレベルごとの

割合を見える化する情報とする。

また、自社で雇用している建設技能者数等の見える化とあわせて、協力会社の建設技能者数等の動員力の指標を選択項目として検討する。

- ・「施工実績」

4) 「コンプライアンス」は以下の項目とする。

- ・「法令遵守」, 「社会保険加入状況」

③ 選択項目

検討会で議論した選択項目は表-2のとおりであるが、選択項目については、各業種ごとにカスタマイズするものであり、ワーキンググループにおいて適用の可否についての検討を行う。

④ 今後の方向性

1) これまで、検討会の委員、各機関へのヒアリングを行い、見える化する共通項目や選択項目を整理してきた。一方、見える化する項目の評価基準については、本検討会においては結論に至っていない。

表-2 選択項目

項目区分	項目	内容
施工能力	建機の保有状況	・建機については業種ごとに保有状況が異なる状況がある。 ・建機の経過年数、大型、小型の別の評価を個別に評価すべきではないか。
	表彰	・優良工事表彰、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）で評価できないか。
	最大請負金額	・自社における1件あたりの最大請負金額
	協力会社	・専門工事企業における動員力
法令遵守・安全衛生	労働時間	・直近の事業年度の1月平均の時間外労働時間
	安全関係団体加入状況	・建設業労働災害防止協会への加入の有無（COHSMSの導入の有無）
処遇・福利厚生	給与制度	・月給制、日給月給制等の給与制度
	休暇制度	・週休日数制度
	労務管理	・就業規則の有無 ・36協定締結の有無
人材確保育成	若年者の確保育成状況	・基準日に35歳未満の技能労働者の割合 ・基準日に35歳未満で対象年内に新たに技能労働者となった者の人数、割合 ・ユースエール認定の取得の有無
	女性の確保育成状況	・女性技能労働者の人数、割合 ・えるばし、くるみん認定・プラチナくるみん認定の取得の有無
	研修・訓練の実施状況	・職業訓練校の活用等
	建設技能者の定着率	・建設技能者の勤続年数（研修等の年間費用、訓練校の活用数、資格試験、受験者数等）
地域貢献その他	防災活動への貢献状況	・防災協定締結の有無
	国際標準化機構が定めた規格による登録状況	・ISO9001、ISO14001の登録の有無
	生産性向上・技術開発	・NETISの登録等の有無、その他生産性向上の取組
	民事再生法等の適用の有無	・民事再生法または会社更生法の適用有無
	災害時対応	・BCP（事業継続計画）策定の有無
	経営力	・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定の有無

2) 項目とその基準は一体的なものであることから、並行して議論することは一定の合理性がある。しかし、評価基準づくりについては、各専門工事業団体の特性に対応して個別的な議論が必要なことから、見える化制度の中間取りまとめを行った後、ワーキンググループを立ち上げる。

3) これまでご意見があった主な項目は以下のとおりである。ワーキンググループにおいては、引き続き、項目全般について議論を行う。

- ・「建設業許可の有無」, 「団体加入」
- ・「財務状況等」
- ・「建設技能者の人数」, 「動員力」
- ・「法令遵守」
- ・「建機の保有状況」

(3) 見える化の運営主体, スキーム (図-1)

① 考え方

1) 専門工事業の業種ごとの特性を反映するため、専門工事業団体において、制度の構築、実際の企業の情報を整理する。

2) 一方で、評価制度の客観性や業種間のバランスを確保しつつ、建設業全体の制度として構築することから、一定の共通の目安やチェックが必要であり、国が示すガイドライン等への適合性を国が認定する。

3) 客観性、公平性を確保するために、団体に「第三者委員会」を設置し、実際の評価付けを行う。

② 論点

1) 専門工事業団体が、公平な目で評価できる

のか。また、真正性をどのように担保するのか。

2) 専門工事業団体では、体制等が整っていないのではないか。費用をどうするのか。

3) 団体に加入していない企業については評価の対象とするのか。

③ 論点に対する考え方

1) 専門工事業団体が、公平な目で評価できるのか。また、真正性をどのように担保するのか。

・評価基準については、国が示すガイドライン等により、一定の公平性を確保する。専門工事業団体が策定する評価基準に基づき行われる評価の公平性や申請情報の真正性については、第三者委員会の活用により確保することにより、公平性や真正性を確保しつつ、評価を行うことができると考えられる。

・なお、第三者委員会を設置するのが困難な専門工事業にあっては、実施方法等については引き続き検討する。

2) 専門工事業団体では、体制等が整っていないのではないか。費用をどうするのか。

・手数料の徴収により対応する。

・評価基準等を策定する専門工事業団体が見える化制度の運営を行うことが基本であること、質の高い専門工事企業が選ばれる環境を整備することは専門工事業団体の重要な役割であると期待されること等から、見える化の運営を行う主体として、団体が主体的に関与していくこととする。

・建設キャリアアップシステムにより可能となる「建設技能者の能力評価」等とも連動させ、見える化の運営に係る事務負担や手間の軽減を図る観点から、関係者がそれぞれどのような工夫ができるのかを検討する。

3) 団体に加入していない企業については評価の対象とするのか。

・施主、エンドユーザー、元請企業および設計事務所等を含めた本制度を活用するさまざまな利用者の利便性向上の観点からも、団体未加入企業も対象とした上で、広く業界全体の資質の向上につなげることが理想である。

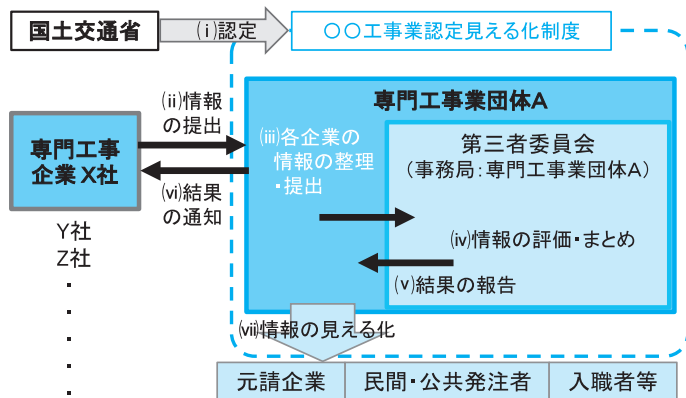


図-1 見える化制度スキーム図

・団体に加入，非加入については項目設定，表記を行い，評価については選択にすることも検討する。

④ 今後の方向性

1) 見える化制度の運営においては，大まかには(a)提出された情報の整理，(b)第三者委員会の運営，(c)結果の通知，(d)情報の見える化を行う必要があるが，その運営にかかる費用については手数料の徴収が前提となるため，ワーキンググループにおいては，手数料徴収の検証を行うことを検討する。

2) 団体の加入，非加入の差別化は，検討会において議論が大きかったところである。見える化制度の普及の観点からは一律な手数料徴収が望ましいと考えられるが，見える化制度の運営については，費用の問題が大きな比重を占めている点を最大限考慮しなければならない。また，団体の体制面からも，見える化制度の開始当初から，全ての企業を対象として運営を行うことは現実的には困難であることが十分想定されることから，ワーキンググループにおいては，例えば，団体の加入，非加入の別に適用し，段階的に見える化制度の運用を行っていく可能性についても検討する。

(4) 見える化の評価イメージ等 (表-3)

① 考え方

1) 評価にあたっては，施工能力等の高い専門工事企業が，単なる価格競争ではなく，適正に評価されるようにすることで，これらの企業が選ばれる環境を整備することを目指すことが必要である。

2) さまざまな利用者(評価結果を閲覧する人)が関心をもって閲覧する事項は，優秀な建設技能者をどれくらい確保できるかといった項目のほか，基礎情報，施工能力，コンプライアンス(安全衛生，社会保険加入状況)などである。

3) また，申請者，評価側にとっても，制度の活用を促す観点から，事務負担や手間が過大とならないように，項目を必要最小限としつつ，簡便な評価手法とすべきである。

② 論点

1) 大きな項目区分ごとの評価とすべきではないか。その際，詳細な点数ではなく，例えば，☆印による3～4段階程度の評価としてはどうか。他の評価制度では，概ね3～4段階の評価となっている。

2) 自由記載については，掲載することにとどめ，評価を行わないとすることでどうか。

3) 手続きの簡素化について，建設キャリアアップシステムにより可能になる「建設技能者の能力評価」等とも連動し，申請者の負担軽減を

表-3 評価イメージ (サンプル)

項目区分	項目	申請内容 (イメージ)
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の営業年数	〇〇年
	財務状況等	〇〇指標
		取引銀行；△△銀行〇〇支店
		取引先；●●建設、▼▼工務店
	社員数	〇〇名
団体加入	専門工事業団体に加入	
施工能力 ☆☆☆☆	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 〇名 キャリアアップカードのレベル4-〇名 レベル3-〇名 レベル2-〇名 レベル1-〇名 動員力 〇〇名
	施工実績	■■病院、□□ビル
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

図る必要があるのではないかと。また、エクセル等を用いて、申請のフォーマットを作成し、負担軽減を図るべきではないかと。

③ 論点に対する考え方

1) 見える化制度の活用という観点から大事なことは、新たな取引先の開拓や施主やエンドユーザーへのアピールを行うことである。

2) その場合、誰にでも分かりやすい形であることが求められていることから、大まかな☆印による評価というものが多数のご意見であり、他の事例においても同様に、大まかな☆印による評価となっている。

3) そのような観点からは、見える化制度においても大まかな評価を行うことが共通理解となる。

④ 今後の方向性

1) 見える化制度の評価イメージについては、4～5の大まかな☆印による評価とすることを基本とする。

2) ワーキンググループにおいては以下について議論を行う予定。

- ・ 共通項目における評価の段階ごとの点数の範囲
- ・ 選択項目、自由記載の項目についての評価の取扱い
- ・ 評価の更新頻度

(5) 見える化制度の今後の課題

① ご意見

1) 手数料

- ・ 見える化制度の運営においては、手数料の徴収が前提となるが、団体加入と団体非加入において、差別化するべきではないかと。
- ・ 評価の主体は団体が行うこととなり手数料を徴収するとしても、立上げに初動資金がかかるため助成金等の支援が必要ではないかと。

2) 評価基準

- ・ 評価を3～4段階に分けることには賛成だが、評価の段階ごとの点数の範囲を明確にする必要があるのではないかと。
- ・ 評価分布について、優良な企業の評価が相対的に高くなるような差別化が必要ではないかと。

3) 見える化の項目（選択項目）

・ 建設機械の評価について検討できないかと。

・ 1次下請企業に直用が少なく、2次下請企業において建設技能者を抱えているケースが多いため、専属的に施工を行う2次下請企業の建設技能者の人数を1次下請企業の評価としてもらえないかと。

4) 申請手続きの簡素化

建設キャリアアップシステムと連動したデータを用いて、簡素化を図るべきではないかと。

5) 評価の更新頻度

- ・ 毎年実施は必須ではないかと。
- ・ 必然的に建設キャリアアップシステムによる技能工の評価更新に伴って専門工事会社の評価も連動して変わるべきだと思う。

② 考え方

検討会においては、平成30年4月に第1回検討会を開催し、同年9月まで5回行っているが、見える化制度の設計においては、いただいたご意見、これまで議論いただいた内容を含めて、業種による特性を考慮して検討する必要がある。さらなる議論を要するため、拙速に結論を出さずに制度設計および制度の導入に積極的に関心のある団体を中心にワーキンググループを開催し、引き続き議論をしていく。

③ 中長期的な課題

1) いただいた意見

- ・ 見える化制度で評価された専門工事企業が受注できる仕組みづくりが大切ではないかと。
- ・ 見える化の運営にかかるスキームについて、申請の窓口、公表等は、（一財）建設業振興基金で行うべきではないかと。

2) 方向性

- ・ 見える化制度を運用していくにあたっては、受注できる仕組みづくり、スキームは非常に大きな課題である。
- ・ 見える化制度の項目における意見と同様に、最初から完全な制度設計を目指すのではなく、まずは実現可能な範囲で見える化制度を構築することが重要である。
- ・ その上で、中長期的な課題として、さらなる国等の関与のあり方について、引き続き検討する。